

令和7年2月 教育厚生委員会資料

## 第16号議案

令和7年度 長崎市国民健康保険事業特別会計予算  
(事業勘定)

市民健康部  
令和7年2月

## 目次

ページ

1 令和7年度歳入歳出予算見積総括表(事業勘定) .....	3
2 国民健康保険事業歳入歳出予算額図表(令和7年度) .....	4
3 国民健康保険事業における補助金等の流れ(令和7年度) .....	5
4 国民健康保険の諸状況 .....	6 ~ 9
5 令和7年度国民健康保険事業特別会計予算説明資料(事業勘定) .....	10 ~ 17
6 令和7年度長崎市国民健康保険事業について .....	18 ~ 23
 <参考資料>	
1 今後予定されている制度改正について .....	24 ~ 26

# 1 令和7年度歳入歳出予算見積総括表(事業勘定)

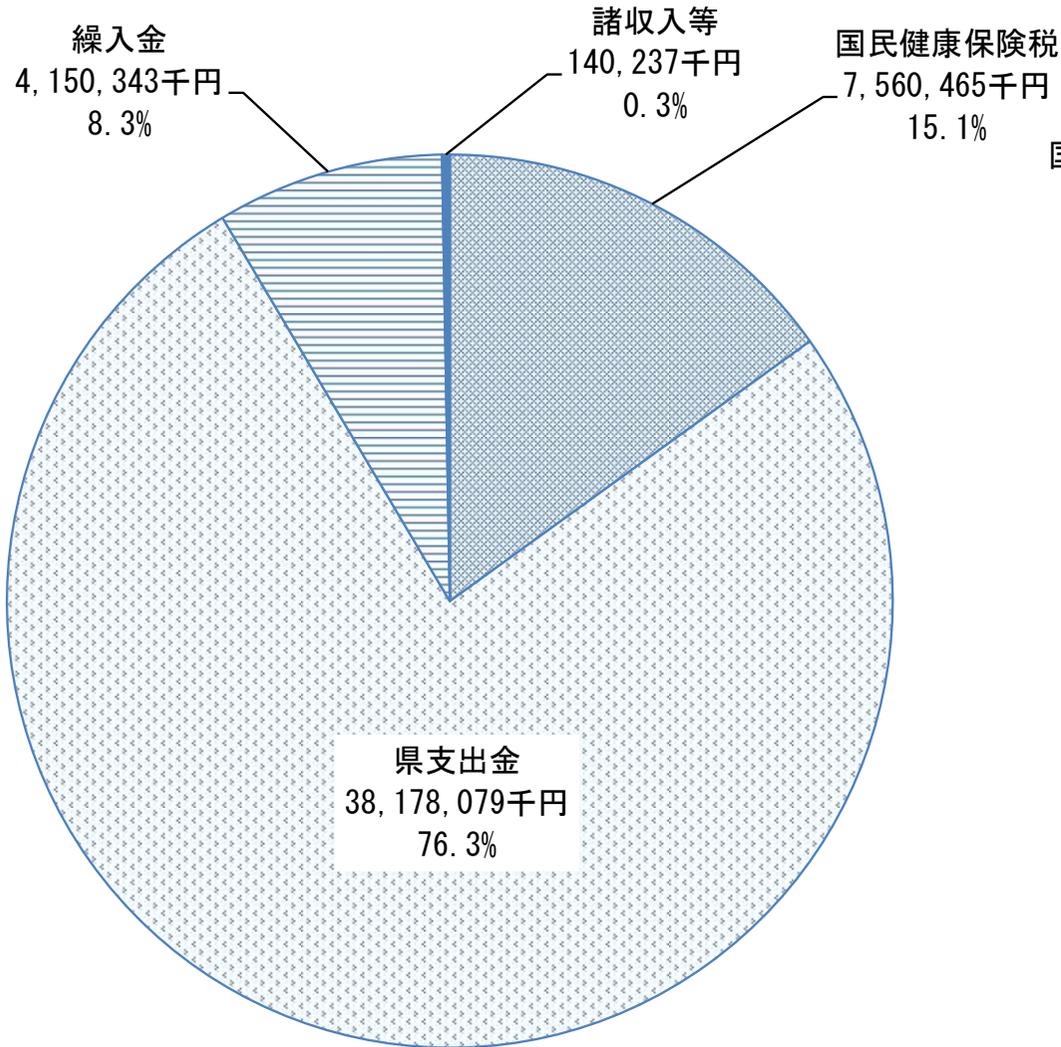
(単位：千円)

歳 入						歳 出								
款	項	目	令和7年度	令和6年度	差引	増減率(%)	款	項	目	令和7年度	令和6年度	差引	増減率(%)	
1	国民健康保険税		7,560,465	7,838,691	▲278,226	▲3.5	1	総務費		367,370	352,020	15,350	4.4	
	1	国民健康保険税	7,560,465	7,838,691	▲278,226	▲3.5		1	総務管理費	158,528	174,595	▲16,067	▲9.2	
		1 国民健康保険税	7,560,465	7,838,691	▲278,226	▲3.5		2	徴税費	157,071	121,696	35,375	29.1	
2	使用料及び手数料		7	8	▲1	▲12.5	3	運営協議会費	543	542	1	0.2		
3	国庫支出金		1	28,946	▲28,945	▲100.0	4	趣旨普及費	9,456	9,697	▲241	▲2.5		
	1	国庫補助金	1	28,946	▲28,945	▲100.0	5	特別対策事業費	41,772	45,490	▲3,718	▲8.2		
		1 災害臨時特例補助金	1	1	-	0.0	2	保険給付費	37,172,398	41,777,352	▲4,604,954	▲11.0		
		2 社会保障・税番号制度システム整備費補助金	-	28,945	▲28,945	皆減		1	療養諸費	31,721,764	35,684,776	▲3,963,012	▲11.1	
4	県支出金		38,178,079	42,560,678	▲4,382,599	▲10.3		2	高額療養費	5,378,069	6,011,827	▲633,758	▲10.5	
	1	県補助金	38,178,079	42,560,678	▲4,382,599	▲10.3		3	移送費	100	100	-	0.0	
		1 保険給付費等交付金	38,178,079	42,560,678	▲4,382,599	▲10.3		4	出産育児諸費	59,025	67,529	▲8,504	▲12.6	
5	財産収入		1,623	310	1,313	423.5		5	葬祭諸費	13,440	13,120	320	2.4	
	1	財産運用収入	1,623	310	1,313	423.5	3	国民健康保険事業費納付金	11,904,780	12,032,968	▲128,188	▲1.1		
		1 利子及び配当金	1,623	310	1,313	423.5		1	医療給付費納付金	8,516,401	8,617,402	▲101,001	▲1.2	
6	繰入金		4,150,343	4,165,109	▲14,766	▲0.4		2	後期高齢者支援金等納付金	2,620,855	2,625,226	▲4,371	▲0.2	
	1	他会計繰入金	4,059,755	4,165,108	▲105,353	▲2.5		3	介護納付金	767,524	790,340	▲22,816	▲2.9	
		1 一般会計繰入金	4,059,755	4,165,108	▲105,353	▲2.5	4	保健事業費	443,837	435,351	8,486	1.9		
	2	基金繰入金	90,588	1	90,587	9,058,700.0		1	特定健康診査等事業費	352,708	343,384	9,324	2.7	
		1 国民健康保険財政調整基金繰入金	90,588	1	90,587	9,058,700.0		2	保健事業費	91,129	91,967	▲838	▲0.9	
7	繰越金		1	1	-	0.0	5	基金積立金	1,623	310	1,313	423.5		
8	諸収入		138,605	118,571	20,034	16.9		1	基金積立金	1,623	310	1,313	423.5	
	1	延滞金、加算金及び過料	71,324	66,348	4,976	7.5		1	国民健康保険財政調整基金積立金	1,623	310	1,313	423.5	
	2	雑入	67,281	52,223	15,058	28.8	6	諸支出金	129,116	104,313	24,803	23.8		
								1	償還金及び還付加算金等	91,953	66,946	25,007	37.4	
									1	保険税還付金	85,657	66,646	19,011	28.5
									2	償還金	6,296	300	5,996	1,998.7
								2	繰出金	37,163	37,367	▲204	▲0.5	
								7	予備費	10,000	10,000	-	0.0	
	合 計		50,029,124	54,712,314	▲4,683,190	▲8.6		合 計	50,029,124	54,712,314	▲4,683,190	▲8.6		

## 2 国民健康保険事業歳入歳出予算額図表(令和7年度)

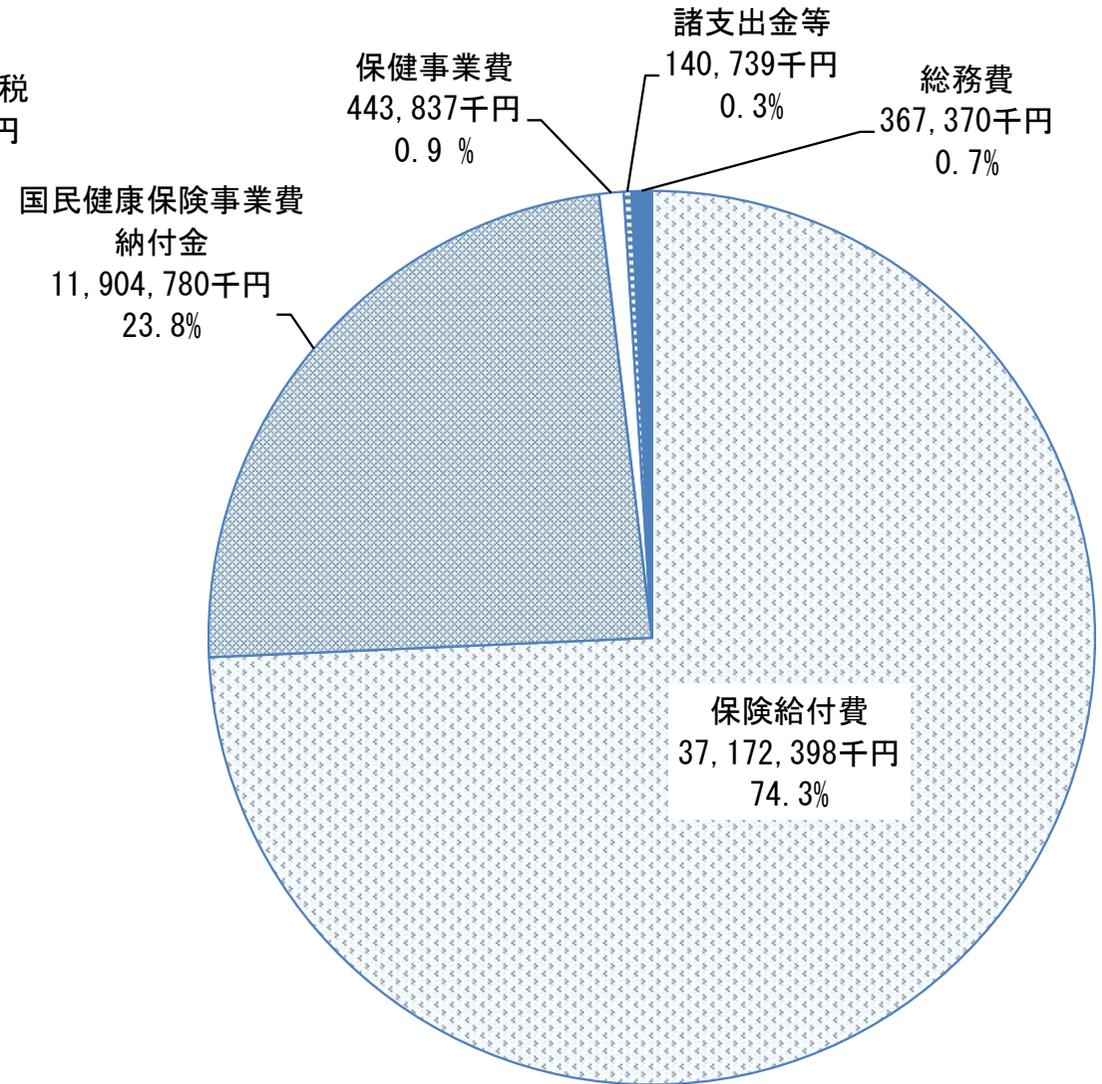
### 歳入

歳入総額 50,029,124千円

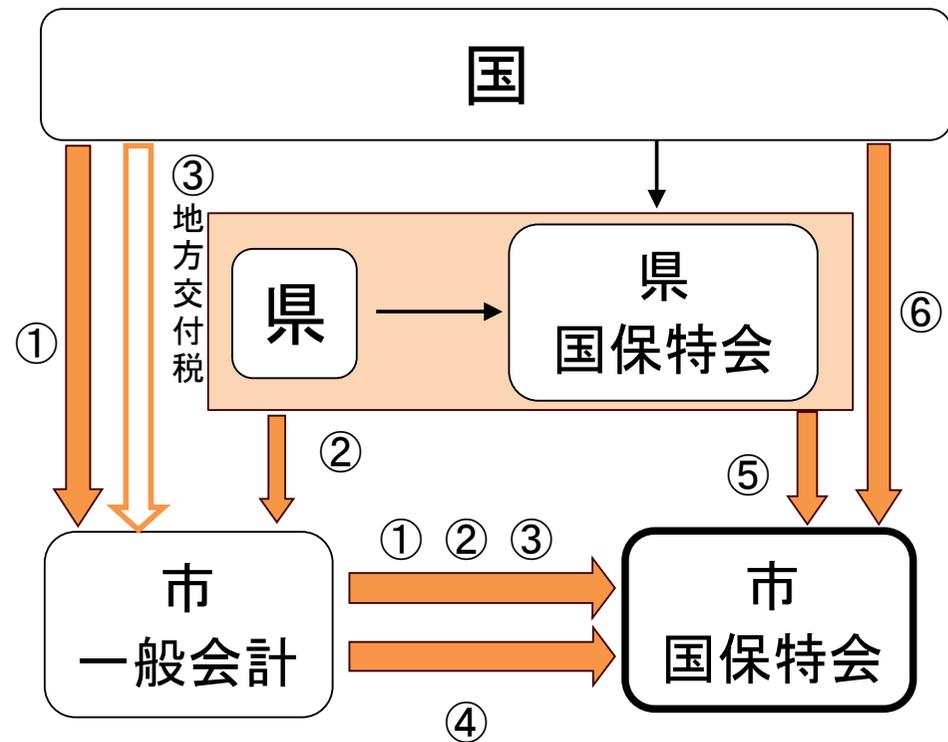


### 歳出

歳出総額 50,029,124千円



### 3 国民健康保険事業における補助金等の流れ(令和7年度)



(単位：千円)

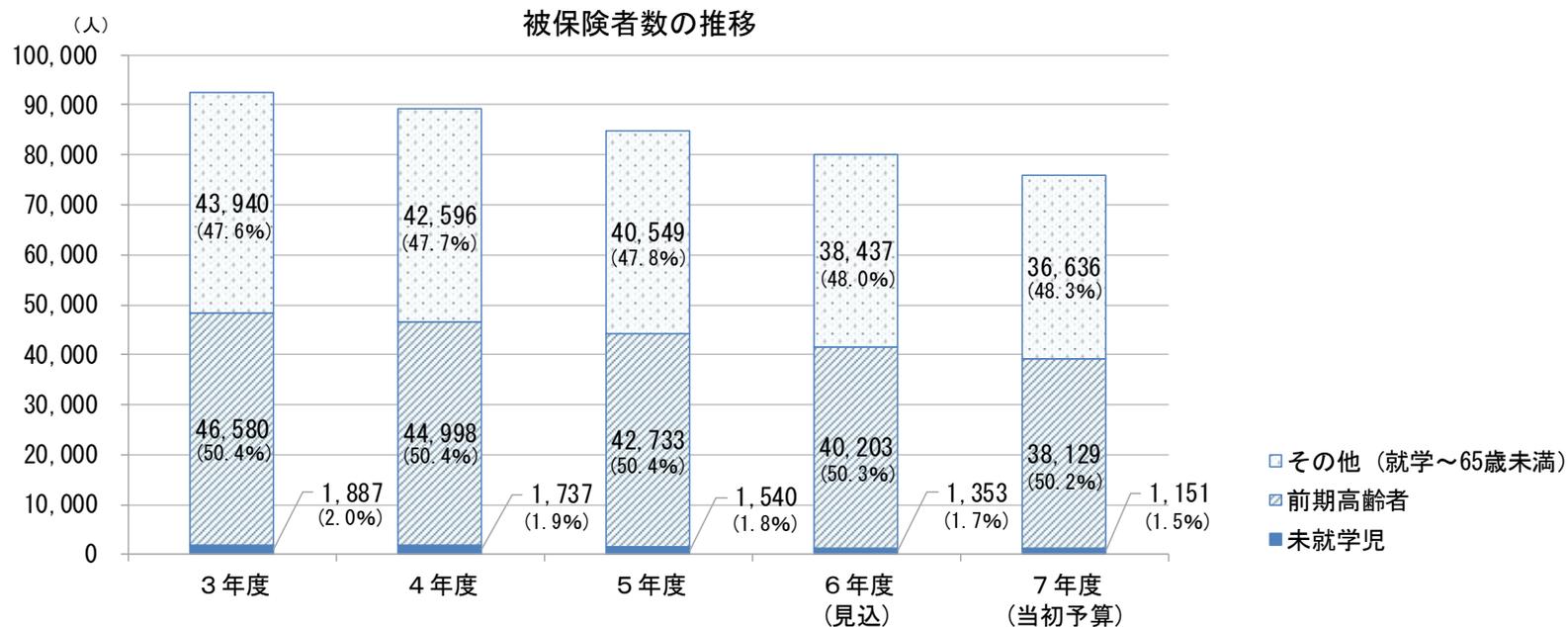
区分	款	名称	7年度予算 (A)	6年度予算 (B)	差引 (A)-(B)
① 国 → 一般会計 → 国保特会	6	保険基盤安定費 (支援分1/2)	484,898	469,085	15,813
		未就学児均等割保険税 軽減分(1/2)	6,450	7,992	▲1,542
		産前産後保険料負担金分 (1/2)	2,402	2,072	330
② 県 → 一般会計 → 国保特会	6	保険基盤安定費 (軽減分3/4、支援分1/4)	1,530,825	1,609,148	▲78,323
		未就学児均等割保険税 軽減分(1/4)	3,225	3,996	▲771
		産前産後保険料負担金分 (1/4)	1,201	1,036	165
③ 一般会計 → 国保特会	6	保険基盤安定費 (軽減分1/4、支援分1/4)	671,909	692,745	▲20,836
		未就学児均等割保険税 軽減分(1/4)	3,226	3,997	▲771
		産前産後保険料負担 軽減分(1/4)	1,202	1,036	166
		財政安定化支援事業分	780,250	723,586	56,664
		出産育児一時金分	39,334	45,000	▲5,666
		※地方交付税措置分 事務費相当分	263,657	216,825	46,832
④ 一般会計 → 国保特会	6	条例減免分	24,800	29,303	▲4,503
		福祉医療費現物給付 波及増分	188,924	293,601	▲104,677
		特定健康診査 無料化等分	57,452	65,686	▲8,234
(①～④)の計			4,059,755	4,165,108	▲105,353
⑤ 県国保特会 → 国保特会	4	保険給付費等交付金	38,178,079	42,560,678	▲4,382,599
⑤の計			38,178,079	42,560,678	▲4,382,599
⑥ 国 → 国保特会	3	災害臨時特例補助金	1	1	0
		社会保障・税番号制度 システム整備費補助金	0	28,945	▲28,945
⑥の計			1	28,946	▲28,945

## 4 国民健康保険の諸状況

### (1) 国民健康保険の加入状況(3-2月平均)

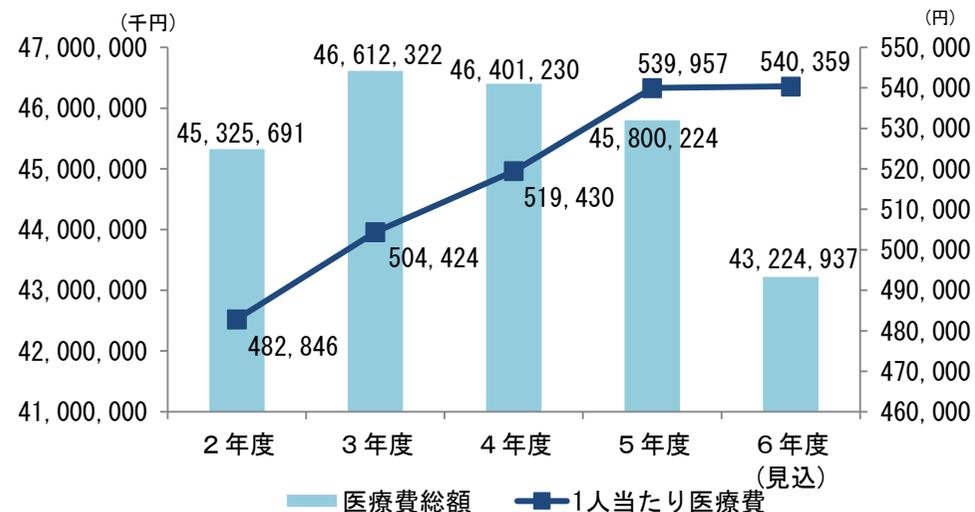
(単位：人)

区分	年度	3年度	4年度	5年度	6年度 (見込)	7年度 (当初予算)
被保険者数		92,407	89,331	84,822	79,993	75,916
対前年度伸び率(%)		▲ 1.56	▲ 3.33	▲ 5.05	▲ 5.69	▲ 5.10
未就学児		1,887	1,737	1,540	1,353	1,151
対前年度伸び率(%)		▲ 10.31	▲ 7.95	▲ 11.34	▲ 12.14	▲ 14.93
前期高齢者		46,580	44,998	42,733	40,203	38,129
対前年度伸び率(%)		1.57	▲ 3.40	▲ 5.03	▲ 5.92	▲ 5.16
その他(義務教育就学~65歳未満)		43,940	42,596	40,549	38,437	36,636
対前年度伸び率(%)		▲ 4.29	▲ 3.06	▲ 4.81	▲ 5.21	▲ 4.69
介護2号被保険者(再掲)		27,752	26,740	25,372	24,096	22,874
対前年度伸び率(%)		▲ 3.60	▲ 3.65	▲ 5.12	▲ 5.03	▲ 5.07
加入世帯数(世帯)		62,046	60,813	58,711	56,303	54,411
対前年度伸び率(%)		▲ 0.84	▲ 1.99	▲ 3.46	▲ 4.10	▲ 3.36
うち介護2号世帯数(世帯)		24,038	23,267	22,180	21,148	20,163
対前年度伸び率(%)		▲ 3.35	▲ 3.21	▲ 4.67	▲ 4.65	▲ 4.66



## (2) 医療費(療養諸費)の動向(3-2月実績)

区分	年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度 (見込)
医療費総額(千円)		45,325,691	46,612,322	46,401,230	45,800,224	43,224,937
	対前年度伸び率(%)	▲ 2.54	2.84	▲ 0.45	▲ 1.30	▲ 5.62
1人当たり医療費(円)		482,846	504,424	519,430	539,957	540,359
	対前年度伸び率(%)	▲ 0.45	4.47	2.97	3.95	0.07



## (3) 税率等の状況

区分	年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度 (見込)
基礎分	所得割	8.1%	9.0%	9.3%		
	均等割	24,800円	27,300円	27,700円		
	平等割	18,400円	19,800円			
	課税限度額	630,000円	650,000円			660,000円※
支後援期高 等年齢者	所得割	3.0%	3.1%	3.3%		
	均等割	9,500円		9,700円		
	平等割	6,900円				
	課税限度額	190,000円	200,000円	220,000円	240,000円	260,000円※
納付介 金護分	所得割	2.3%	2.5%	2.7%		
	均等割	8,700円	9,100円	9,500円		
	平等割	4,900円	5,100円	5,400円		
	課税限度額	170,000円				

- 所得割  
国民健康保険被保険者である世帯主及び世帯員の所得に応じて課税される分
- 均等割  
被保険者1人につき課税される分
- 平等割  
世帯に対して課税される分
- 課税限度額  
保険税課税額の上限となる額であり、限度額を超えた額は切り捨てとなる

※地方税法施行令改正後、施行令に定める額と同額にて長崎市の国保税課税限度額を設定するため、長崎市国民健康保険税条例を改正予定(令和7年3月末予定)

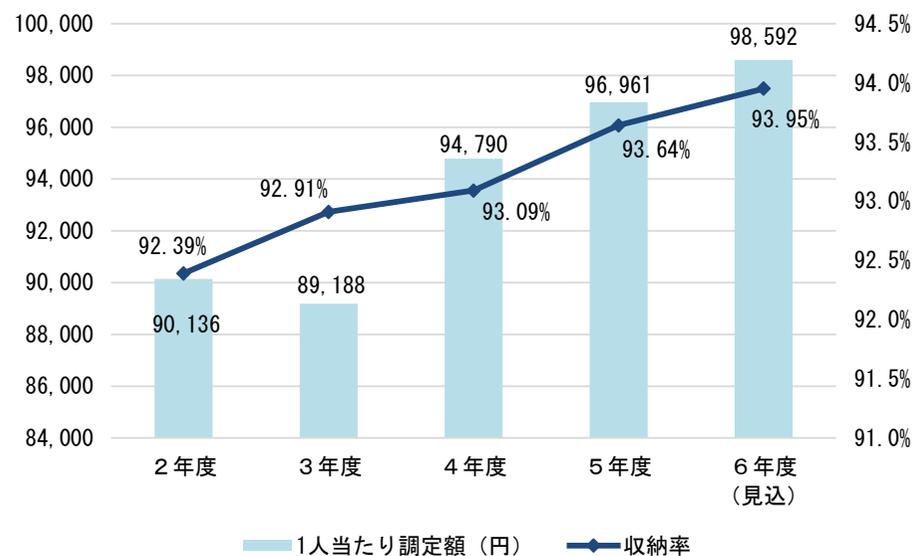
#### (4) 課税の状況(現年課税分)

区分	年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度 (見込)
調定額(千円)		8,461,208	8,241,634	8,467,643	8,224,416	7,886,681
対前年度伸び率(%)		▲ 1.41	▲ 2.60	2.74	▲ 2.87	▲ 4.11
基礎分(千円)		5,746,567	5,608,302	5,878,766	5,660,035	5,413,229
対前年度伸び率(%)		▲ 1.22	▲ 2.41	4.82	▲ 3.72	▲ 4.36
後期高齢者支援金等分(千円)		2,117,528	2,067,701	2,014,931	1,987,003	1,913,631
対前年度伸び率(%)		▲ 1.43	▲ 2.35	▲ 2.55	▲ 1.39	▲ 3.69
介護納付金分(千円)		597,113	565,631	573,946	577,378	559,821
対前年度伸び率(%)		▲ 3.15	▲ 5.27	1.47	0.60	▲ 3.04
1人当たり調定額(円)		90,136	89,188	94,790	96,961	98,592
対前年度伸び率(%)		0.70	▲ 1.05	6.28	2.29	1.68
基礎分(円)		61,217	60,691	65,809	66,728	67,671
対前年度伸び率(%)		0.89	▲ 0.86	8.43	1.40	1.41
後期高齢者支援金等分(円)		22,558	22,376	22,556	23,426	23,922
対前年度伸び率(%)		0.68	▲ 0.81	0.80	3.86	2.12
介護納付金分(円)		20,742	20,382	21,464	22,757	23,233
対前年度伸び率(%)		1.06	▲ 1.74	5.31	6.02	2.09

#### (5) 収納率の動向

区分	年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度 (見込)
現年課税分		92.39%	92.91%	93.09%	93.64%	93.95%
対前年度比		0.73	0.52	0.18	0.55	0.31
基礎分		92.87%	93.25%	93.52%	94.05%	94.42%
対前年度比		0.74	0.38	0.27	0.53	0.37
後期高齢者支援金等分		92.07%	92.83%	92.85%	93.42%	93.57%
対前年度比		0.67	0.76	0.02	0.57	0.15
介護納付金分		88.81%	89.80%	89.52%	90.42%	90.68%
対前年度比		0.67	0.99	▲ 0.28	0.90	0.26
滞納繰越分(全体分)		28.99%	28.49%	28.54%	31.10%	36.08%
対前年度比		▲ 0.67	▲ 0.50	0.05	2.56	4.98

1人あたり調定額と収納率(現年課税分)



(6) 国民健康保険事業の財政状況

(単位：千円)

区分	年度	3年度	4年度	5年度	6年度 (補正後予算額)	7年度予算案
① 歳入総額		54,587,635	54,073,287	53,454,803	54,841,842	50,029,124
② ①のうち 前年度繰越金		129,035	339,551	313,175	124,584	1
③ ①のうち 基金繰入金(取崩)		431,378	0	0	1	90,588
④ ①のうち市債		300,000	0	0	0	0
⑤ 歳出総額		54,248,084	53,760,112	53,330,219	54,841,842	50,029,124
⑥ ⑤のうち基金積立金		104,932	84,170	278,035	93,664	1,623
⑦ ⑤のうち公債費		0	300,000	0	0	0
⑧ 差引収支 (①-⑤)		339,551	313,175	124,584	0	0
⑨ 単年度収支 (⑧-②-③-④+⑥)		▲ 415,930	57,794	89,444	▲ 30,921	▲ 88,966
⑩ 基金年度末保有額		293	84,463	362,498	456,161	367,196

## 5 令和7年度国民健康保険事業特別会計予算説明資料(事業勘定)

### (1) 歳入

(単位：千円)

款	説	明	7年度(A)	6年度(B)	差引 (A)－(B)
第1款 国民健康保険税			7,560,465	7,838,691	▲ 278,226
			(単位：千円)		
	区分	年度	7年度(A)	6年度(B)	差引 (A)－(B)
	①現年課税分		7,117,267	7,393,526	▲ 276,259
	②滞納繰越分		443,198	445,165	▲ 1,967
	合計 (①+②)		7,560,465	7,838,691	▲ 278,226
【主な増減理由】 被保険者数の減によるもの					
第2款 使用料及び手数料			7	8	▲ 1
			(単位：千円)		
	区分	年度	7年度(A)	6年度(B)	差引 (A)－(B)
	国民健康保険税 督促手数料等		7	8	▲ 1
第3款 国庫支出金			1	28,946	▲ 28,945
			(単位：千円)		
			【国庫補助金】		
	区分	年度	7年度(A)	6年度(B)	差引 (A)－(B)
	①災害臨時特例補助金		1	1	0
②社会保障・税番号制度 システム整備費補助金		0	28,945	▲ 28,945	
	合計 (①+②)		1	28,946	▲ 28,945

(単位：千円)

款	説明				7年度(A)	6年度(B)	差引 (A)－(B)																																																		
第4款  県支出金	【県補助金】 (単位：千円)				38,178,079	42,560,678	▲ 4,382,599																																																		
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>年度</th> <th>7年度(A)</th> <th>6年度(B)</th> <th>差引 (A)－(B)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5" data-bbox="387 368 1516 446">保険給付費等交付金※<sup>1</sup> (ア+イ)</td> </tr> <tr> <td>ア</td> <td>普通交付金</td> <td>37,152,095</td> <td>41,696,225</td> <td>▲ 4,544,130</td> </tr> <tr> <td>イ</td> <td>特別交付金 (①～⑥)</td> <td>1,025,984</td> <td>864,453</td> <td>161,531</td> </tr> <tr> <td></td> <td>①結核・精神病分</td> <td>525,955</td> <td>346,045</td> <td>179,910</td> </tr> <tr> <td></td> <td>②直営診療所分</td> <td>37,163</td> <td>37,367</td> <td>▲ 204</td> </tr> <tr> <td></td> <td>③保険者努力支援分</td> <td>152,039</td> <td>188,537</td> <td>▲ 36,498</td> </tr> <tr> <td></td> <td>④特定健康診査等 負担金分</td> <td>102,310</td> <td>89,536</td> <td>12,774</td> </tr> <tr> <td></td> <td>⑤県2号繰入金分</td> <td>103,272</td> <td>103,738</td> <td>▲ 466</td> </tr> <tr> <td></td> <td>⑥その他</td> <td>105,245</td> <td>99,230</td> <td>6,015</td> </tr> </tbody> </table>							区分	年度	7年度(A)	6年度(B)	差引 (A)－(B)	保険給付費等交付金※ <sup>1</sup> (ア+イ)					ア	普通交付金	37,152,095	41,696,225	▲ 4,544,130	イ	特別交付金 (①～⑥)	1,025,984	864,453	161,531		①結核・精神病分	525,955	346,045	179,910		②直営診療所分	37,163	37,367	▲ 204		③保険者努力支援分	152,039	188,537	▲ 36,498		④特定健康診査等 負担金分	102,310	89,536	12,774		⑤県2号繰入金分	103,272	103,738	▲ 466		⑥その他	105,245	99,230	6,015
	区分	年度	7年度(A)	6年度(B)				差引 (A)－(B)																																																	
	保険給付費等交付金※ <sup>1</sup> (ア+イ)																																																								
	ア	普通交付金	37,152,095	41,696,225				▲ 4,544,130																																																	
	イ	特別交付金 (①～⑥)	1,025,984	864,453				161,531																																																	
		①結核・精神病分	525,955	346,045				179,910																																																	
		②直営診療所分	37,163	37,367				▲ 204																																																	
		③保険者努力支援分	152,039	188,537				▲ 36,498																																																	
		④特定健康診査等 負担金分	102,310	89,536				12,774																																																	
	⑤県2号繰入金分	103,272	103,738	▲ 466																																																					
	⑥その他	105,245	99,230	6,015																																																					
<p>【主な増減理由】 被保険者数の減による保険給付費の減に伴い、その財源となる普通交付金が減となったもの</p>																																																									
<p>※1 保険給付費等交付金 平成30年度の国保都道府県単位化に伴い創設された交付金で、国保法第75条の2に基づき都道府県から交付されるもの。</p> <p>○普通交付金 保険給付費のうち、療養給付費、療養費、高額療養費、移送費、審査支払手数料等に要する費用の全額が交付される。</p> <p>○特別交付金 特別な事情を考慮したり、医療費適正化など積極的な取組みを評価したりすることにより交付される。</p>																																																									

(単位：千円)

款	説	明	7年度(A)	6年度(B)	差引 (A)－(B)
第5款					
財産収入		(単位：千円)			
	区分	年度	7年度(A)	6年度(B)	差引 (A)－(B)
	国民健康保険財政調整基金利息		1,623	310	1,313
第6款					
繰入金		(単位：千円)			
	区分	年度	7年度(A)	6年度(B)	差引 (A)－(B)
	①保険基盤安定費分		2,687,632	2,770,978	▲ 83,346
	②未就学児均等割保険税軽減分		12,901	15,985	▲ 3,084
	③産前産後保険税軽減分		4,805	4,144	661
	④財政安定化支援事業分		780,250	723,586	56,664
	⑤出産育児一時金分		39,334	45,000	▲ 5,666
	⑥事務費相当分		263,657	216,825	46,832
	⑦特定健康診査無料化等分		57,452	65,686	▲ 8,234
	⑧条例減免分		24,800	29,303	▲ 4,503
	⑨福祉医療費現物給付化影響分		188,924	293,601	▲ 104,677
	ア 一般会計繰入金		4,059,755	4,165,108	▲ 105,353
	イ 国民健康保険財政調整基金繰入金		90,588	1	90,587
	繰入金合計(ア+イ)		4,150,343	4,165,109	▲ 14,766
			4,150,343	4,165,109	▲ 14,766
					<p>【主な増減理由】</p> <p>①保険基盤安定費分 ・全体的な被保険者数の減に伴い、対象となる国保税軽減世帯も減少したことによるもの。</p> <p>⑨福祉医療費現物給付化影響分 ・国に提出した決算補填目的の法定外繰入金に係る削減計画に従い、繰入金の一部を削減したものの。</p>

(単位：千円)

款	説 明	7年度(A)	6年度(B)	差引 (A)－(B)																				
第7款 繰越金	(単位：千円) <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>年度</th> <th>7年度(A)</th> <th>6年度(B)</th> <th>差引 (A)－(B)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>前年度繰越金</td> <td></td> <td>1</td> <td>1</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>	区分	年度	7年度(A)	6年度(B)	差引 (A)－(B)	前年度繰越金		1	1	0	1	1	0										
区分	年度	7年度(A)	6年度(B)	差引 (A)－(B)																				
前年度繰越金		1	1	0																				
第8款 諸収入	(単位：千円) <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>年度</th> <th>7年度(A)</th> <th>6年度(B)</th> <th>差引 (A)－(B)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①延滞金<sup>※2</sup>等</td> <td></td> <td>71,324</td> <td>66,348</td> <td>4,976</td> </tr> <tr> <td>②第三者納付金<sup>※3</sup>等</td> <td></td> <td>67,281</td> <td>52,223</td> <td>15,058</td> </tr> <tr> <td>合計(①+②)</td> <td></td> <td>138,605</td> <td>118,571</td> <td>20,034</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2 延滞金 国民健康保険税が定められた納期限まで納付されなかった場合、納期限の翌日から実際に納付した日までの期間の日数に応じて国民健康保険税に加算されるもの。</p> <p>※3 第三者納付金 交通事故等、第三者(加害者)の不法行為によって生じた保険給付について、保険者が立て替えた医療費等を加害者に対して損害賠償請求するもの。</p>	区分	年度	7年度(A)	6年度(B)	差引 (A)－(B)	①延滞金 <sup>※2</sup> 等		71,324	66,348	4,976	②第三者納付金 <sup>※3</sup> 等		67,281	52,223	15,058	合計(①+②)		138,605	118,571	20,034	138,605	118,571	20,034
区分	年度	7年度(A)	6年度(B)	差引 (A)－(B)																				
①延滞金 <sup>※2</sup> 等		71,324	66,348	4,976																				
②第三者納付金 <sup>※3</sup> 等		67,281	52,223	15,058																				
合計(①+②)		138,605	118,571	20,034																				
歳入合計		50,029,124	54,712,314	▲ 4,683,190																				

## (2) 歳出

(単位：千円)

款	説	明	7年度(A)	6年度(B)	差引 (A)－(B)
第1款					
総務費		(単位：千円)			
	区分	年度	7年度(A)	6年度(B)	差引 (A)－(B)
	総務費		367,370	352,020	15,350
第2款					
保険給付費		(単位：千円)			
	区分	年度	7年度(A)	6年度(B)	差引 (A)－(B)
	ア 療養諸費 (①+②+③)		31,721,764	35,684,776	▲ 3,963,012
	①療養給付費		31,293,249	35,273,692	▲ 3,980,443
	②療養費		312,797	300,109	12,688
	③審査支払手数料・レセプト 電算処理システム手数料		115,718	110,975	4,743
	イ 高額療養費		5,378,069	6,011,827	▲ 633,758
	ウ 移送費		100	100	0
	エ 出産育児諸費		59,025	67,529	▲ 8,504
	オ 葬祭諸費		13,440	13,120	320
	合計 (ア～オ)		37,172,398	41,777,352	▲ 4,604,954
					【主な増減理由】 被保険者数の減により、療養給付費等 が減となったことによるもの

(単位：千円)

款	説 明	7年度(A)	6年度(B)	差引 (A)-(B)																												
第3款  国民健康保険 事業費納付金 <sup>※4</sup>	(単位：千円)	11,904,780	12,032,968	▲ 128,188																												
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">区分</th> <th style="width: 10%;">年度</th> <th style="width: 20%;">7年度(A)</th> <th style="width: 20%;">6年度(B)</th> <th style="width: 10%;">差引 (A)-(B)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①医療給付費納付金</td> <td></td> <td>8,516,401</td> <td>8,617,402</td> <td>▲ 101,001</td> </tr> <tr> <td>②後期高齢者支援金等納付金</td> <td></td> <td>2,620,855</td> <td>2,625,226</td> <td>▲ 4,371</td> </tr> <tr> <td>③介護納付金</td> <td></td> <td>767,524</td> <td>790,340</td> <td>▲ 22,816</td> </tr> <tr> <td>合計 (①+②+③)</td> <td></td> <td>11,904,780</td> <td>12,032,968</td> <td>▲ 128,188</td> </tr> </tbody> </table>				区分	年度	7年度(A)	6年度(B)	差引 (A)-(B)	①医療給付費納付金		8,516,401	8,617,402	▲ 101,001	②後期高齢者支援金等納付金		2,620,855	2,625,226	▲ 4,371	③介護納付金		767,524	790,340	▲ 22,816	合計 (①+②+③)		11,904,780	12,032,968	▲ 128,188	7年度(A)	6年度(B)	差引 (A)-(B)
	区分				年度	7年度(A)	6年度(B)	差引 (A)-(B)																								
	①医療給付費納付金					8,516,401	8,617,402	▲ 101,001																								
	②後期高齢者支援金等納付金					2,620,855	2,625,226	▲ 4,371																								
	③介護納付金					767,524	790,340	▲ 22,816																								
合計 (①+②+③)		11,904,780	12,032,968	▲ 128,188																												
①医療給付費納付金	8,516,401	8,617,402	▲ 101,001																													
②後期高齢者支援金等納付金	2,620,855	2,625,226	▲ 4,371																													
③介護納付金	767,524	790,340	▲ 22,816																													
合計 (①+②+③)	11,904,780	12,032,968	▲ 128,188																													
<p>※4 国民健康保険事業費納付金</p> <p>平成30年度の国保都道府県単位化に伴い、県の特別会計において負担する保険給付費等交付金の交付に要する費用や前期高齢者納付金等、国民健康保険事業に要する費用に充てるため、国保法第75条の7に基づき市町村が都道府県に納付するもの。厚生労働省が定めたガイドラインに従い、県が計算する。</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【主な増減理由】 被保険者数の減によるもの</p> </div>																															

(単位：千円)

款	説	明	7年度(A)	6年度(B)	差引 (A)-(B)						
第4款 保健事業費	ア 特定健康診査等事業費 (単位：千円)				443,837	435,351	8,486				
	区分	年度	7年度(A)	6年度(B)				差引 (A)-(B)			
	①特定健康診査費		283,316	259,869				23,447			
	②特定保健指導費		3,042	2,872				170			
	③特定健康診査受診率向上対策費		20,825	19,730				1,095			
	④事務費		45,525	60,913				▲ 15,388			
	ア 合計 (①~④)		352,708	343,384				9,324			
	イ 保健事業費 (単位：千円)							91,129	91,967	▲ 838	
	区分	年度	7年度(A)	6年度(B)							差引 (A)-(B)
	①保健衛生普及費		32,996	31,682							1,314
	②疾病予防費 (a~c)		33,917	34,253							▲ 336
	a 人間ドック健診費		25,383	25,304							79
	b 歯科健診費		1,567	1,578							▲ 11
	c 生活習慣病予防対策費		6,967	7,371							▲ 404
	③はり、きゅう施術費		24,216	26,032							▲ 1,816
	イ 合計 (①~③)		91,129	91,967							▲ 838
	合計 (ア+イ)		443,837	435,351							8,486

(単位：千円)

款	説	明	7年度(A)	6年度(B)	差引 (A)-(B)				
第5款 基金積立金	(単位：千円)				1,623	310	1,313		
	区分	年度	7年度(A)	6年度(B)				差引 (A)-(B)	
		国民健康保険財政調整基金積立金	1,623	310	1,313				
第6款 諸支出金	(単位：千円)				129,116	104,313	24,803		
	区分	年度	7年度(A)	6年度(B)				差引 (A)-(B)	
	ア	償還金及び還付加算金等(①+②)		91,953				66,946	25,007
		①保険税還付金 <sup>※5</sup> 及び還付加算金		85,657				66,646	19,011
		②償還金 <sup>※6</sup>		6,296				300	5,996
	イ	繰出金(直営診療施設勘定分)		37,163				37,367	▲204
		合計(ア+イ)		129,116				104,313	24,803
	<p>※5 保険税還付金 遡って被用者保険に加入した場合等に過年度の国民健康保険税を還付するもの。</p> <p>※6 償還金 前年度に概算交付を受けた保険給付費等交付金等の確定に伴い、超過交付となった場合に返還するもの。</p>								
第7款 予備費	(単位：千円)				10,000	10,000	0		
	区分	年度	7年度(A)	6年度(B)				差引 (A)-(B)	
		予備費	10,000	10,000	0				
歳出合計			50,029,124	54,712,314	▲4,683,190				

## 6 令和7年度長崎市国民健康保険事業について

### (1) 主な取組み

#### ア 保険給付事業

<p>(ア)療養給付費</p>	<p>被保険者の療養の給付に要する額から一部負担金を控除した額を保険者において負担するもの。          ※給付割合 義務教育就学前 8割          義務教育就学から70歳未満 7割          70歳以上75歳未満 8割(現役並み所得者は7割)</p>
<p>(イ)療養費</p>	<p>被保険者が一時、自費負担した診療費、コルセット、整骨等について、一部負担金に相当する額を控除した金額を支給するもの。</p>
<p>(ウ)高額療養費</p>	<p>療養の給付についての被保険者の一月の一部負担金の額が限度額を超える場合に、その超える額の全額を負担するもの。</p>
<p>(エ)高額介護合算療養費</p>	<p>高額療養費の算定対象世帯に介護保険受給者が存在する場合に、医療と介護の自己負担額を合算し、一定の限度額を超える額を支給するもの。</p>
<p>(オ)移送費</p>	<p>重病人の入院・転院等で移送代がかかったときに支給するもの。</p>
<p>(カ)出産育児一時金</p>	<p>被保険者が出産したときに、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し支給するもの。          (1件につき、48万8,000円。産科医療補償制度の加算対象となる出産にあつては、50万円)</p>
<p>(キ)葬祭費</p>	<p>被保険者が死亡したときに、その者の葬祭を行う者に対し支給するもの。          (1件につき、20,000円)</p>

## イ 事業運営安定化事業

### (ア) 国保税の収納対策事業

- a 滞納整理方針に基づき、確実な進行管理を実施
- b 納付お知らせセンターによる滞納者への納付勧奨及び納付指導員による電話催告・納税勧奨を実施
- c 高額または悪質滞納者への対応として、差押等、自力執行権の積極的な行使を含む滞納整理を実施
- d インターネット公売の活用
- e 口座振替の推進(令和5年7月からweb口座振替受付サービス「こうふりネット」を開始)
- f 市民の利便性向上のため、スマートフォンを利用したクレジットカードやインターネットバンキング、決済アプリによる収納を実施
- g 生活困窮者への適切な対応(生活再建に向けた支援)
- h 収納・徴収業務のうち判断を必要としない作業的業務の委託による、職員が専門的業務に専念できる効率的な徴収体制の整備(令和6年11月～)
- i 督促状発送後の段階で電子照会(pipitLINQ)等により預貯金調査を実施

## (イ)保健事業

### a 特定健康診査等事業費(特定健診・特定保健指導)

【予算額】 286,358千円

【事業概要】特定健診……40歳から74歳までの被保険者と対象として、生活習慣病の発症及び重症化予防のために実施する健診(自己負担額:無料)

特定保健指導…特定健診の結果、指導が必要な条件に該当する者に対し、保健師等が保健指導を行う事業

区分 \ 年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込)	令和7年度 (計画値)
特定健診受診率	32.20%	34.20%	35.70%	35.70%	36.50%
特定保健指導受診率	30.10%	30.30%	46.10%	46.40%	30.70%

### b 特定健康診査等受診率向上対策事業

【予算額】 20,825千円

【事業概要】未受診者への受診勧奨通知の発送や、テレビ・ラジオCM、電車車体広告、新聞等の広告媒体を活用し、特定健診等の受診啓発を図る事業

令和3年度より長崎県の「ICTを活用した受診勧奨通知事業」に参加しているほか、令和5年度からは、通院中の健診未受診者の診療情報を提供してもらうことで受診済とみなすことができる「医療情報提供事業」にも力を入れている

【受診勧奨の実績】(令和5年度)

区分	件数
①40歳、41歳のみ受診者	1,107件
②40～60歳代の新規国保加入者	3,676件
③ICTデータ分析で選定した未受診者	87,578件

### c 人間ドック等健診費助成事業

【予算額】 25,383千円

【事業概要】満30歳以上の被保険者を対象として、検査による疾病の早期発見を図る事業

助成額:17,000円

自己負担額:医療機関が定めるコースの健診費用と助成額の差額

区分 \ 年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
定員数	1,400人	1,440人	1,440人
申込者数	2,468人	2,589人	2,512人
当選者数	1,515人	1,540人	1,540人
受診者数	1,324人	1,366人	1,355人

### d 歯科健診費助成事業

【予算額】 1,567千円

【事業概要】満18歳以上及び未就学児を対象として、歯周疾患の早期発見及び予防を図る事業

助成額:3,400円

自己負担額:400円

区分 \ 年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
定員数	150人	150人	150人
申込者数	155人	155人	158人
当選者数	155人	155人	158人
受診者数	91人	96人	87人

### e 糖尿病性腎臓病重症化予防事業

【予算額】 6,755千円

【事業概要】糖尿病が重症化するリスクの高い未受診者・受診中断者に対する受診勧奨を行うとともに、現に通院する患者のうち重症化するリスクの高い者に対して、医療機関と連携して保健指導等を行う事業

### f はり・きゅう施術費助成事業

【予算額】 24,216千円

【事業概要】被保険者の健康の保持・増進を図るため、はり・きゅう施術費の助成を行う事業

区分 \ 年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
施術実績	35,367回	35,301回	33,856回
助成額	24,757千円	24,711千円	23,699千円

(ウ) 医療費適正化事業

**a レセプト資格・内容点検事業**

【予算額】 11,608千円

【事業概要】医療機関から提出されたレセプトの資格点検・内容点検を外部委託により実施し、過誤請求等を是正することにより医療費適正化を図る事業

【実績(効果)】

区分 年度	資格点検分		内容点検分		合計	
	件数	効果額	件数	効果額	件数	効果額
令和3年度	6,645件	141,249千円	7,189件	33,907千円	13,834件	175,156千円
令和4年度	6,913件	113,682千円	8,155件	38,433千円	15,068件	152,115千円
令和5年度	7,888件	112,273千円	7,272件	31,936千円	15,160件	144,209千円

**b 重複多受診者等訪問相談事業**

【予算額】 4,435千円

【事業概要】医療機関の重複受診者及び多受診者に対し、保健師が訪問相談活動を行い、適正受診を促すための事業

区分	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問者数		60人	79人	82人

※実際に対面した人数

### c ジェネリック医薬品利用促進事業

【予算額】 2,780千円

【事業概要】ジェネリック医薬品の利用促進通知(差額通知)の送付や広報誌・電車看板車体広告などを活用した周知啓発を図ることにより、ジェネリック医薬品の利用促進を図る事業

【差額通知発送件数、使用割合】

区分 \ 年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
発送件数	6,954件	6,713件	5,905件
使用割合	82.0%	82.3%	84.1%

注)使用割合:ジェネリック医薬品に置き換え可能な薬剤のうち使用された割合(各年9月診療時点集計値)

### d 向精神薬重複処方者対策事業

【予算額】 なし

【事業概要】向精神薬を複数の医療機関から重複して処方されている者について、健康被害から守るため、本人及び医療機関に対し通知を送付し、重複処方の改善を促すための事業

【実施状況】令和5年度通知実績 重複処方者 7名、医療機関 40か所

### (エ)啓発事業

市民に対し、制度の周知徹底や納付意識、医療費に対する関心の高揚を図る。

- a 国民健康保険特集号を作成し、全世帯へ配付する
- b パンフレットの配付や、随時、テレビ等のマスメディア・広報紙等を積極的に活用する
- c 県下全市町村の共同事業によりテレビスポットを作成し、放送する
- d 全被保険者を対象に、年3回医療費通知を送付する

〈参考資料〉

- 1 今後予定されている制度改革について

(1) 国民健康保険税の課税限度額及び軽減判定所得の見直し(長崎市国民健康保険税条例等の改正)  
(令和7年4月1日施行)

ア 国民健康保険税の課税限度額の見直し

国民健康保険税の基礎課税分に係る課税限度額を66万円(現行65万円)に、後期高齢者支援金等分に係る課税限度額を26万円(現行24万円)に引き上げる。

区分	基礎分	後期高齢者支援金等分	介護納付金分	合計
現行	65万円	24万円	17万円	106万円
改正案	66万円 (+1万円)	26万円 (+2万円)	同上 (据置)	109万円 (+3万円)

イ 低所得者に係る国民健康保険税の軽減判定所得の見直し

低所得者に対する国民健康保険税の軽減措置の対象となる世帯の軽減判定所得について、経済動向等を踏まえ、5割軽減及び2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の引き上げを行う。

【具体的な内容】

(ア)5割軽減の拡大…軽減対象となる所得基準額を引き上げる

区分	基準額(基準額以下の場合に軽減対象となる。)
現行	基礎控除額(43万円)+ 10万円×(給与所得者等の数-1) +29.5万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数※) (例:給与収入約199万円、3人世帯)
改正案	基礎控除額(43万円)+ 10万円×(給与所得者等の数-1) +30.5万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数※) (例:給与収入約203万円、3人世帯)

(イ) 2割軽減の拡大・・・軽減対象となる所得基準額を引き上げる。

区分	基準額(基準額以下の場合に軽減対象となる。)
現 行	基礎控除額(43万円)+ 10万円×(給与所得者等の数-1) + <u>54.5万円</u> ×(被保険者数+特定同一世帯所属者数※) (例: 給与収入約306万円、3人世帯)
改正案	基礎控除額(43万円)+ 10万円×(給与所得者等の数-1) + <u>56万円</u> ×(被保険者数+特定同一世帯所属者数※) (例: 給与収入約313万円、3人世帯)

※特定同一世帯所属者:国民健康保険から後期高齢者医療に移行したことにより、国民健康保険の被保険者ではなくなった者。

## ウ 根拠法令

地方税法施行令 (令和7年3月中に改正予定)